

秋田県主要農作物種子基本要綱

(目的)

第1条 本要綱は、秋田県主要農作物種子条例（秋田県条例第42号）に基づき、主要農作物の優良な種子の確保及び供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「奨励品種等」とは、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種として県が決定した「奨励品種」及び「認定品種」をいう。

2 この要綱で「原種」とは、一般種子を生産するために用いる種子であり、「原原種」とは原種を生産するために用いる種子で、県の管理の下で遺伝的特性を維持し系統別に生産・保存されているものをいう。

3 この要綱で「生産等基準検査」とは、種苗法第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）の遵守状況を確認するために行う検査をいう。

(奨励品種等の決定)

第3条 県は、奨励品種等を決定するために必要な調査を行うとともに、別に定める手続きにより、奨励品種等を決定する。

(種子計画の策定)

第4条 県は、奨励品種等の種子の安定的な供給のため、毎年、種子計画を策定する。

(原種及び原原種の生産と確保)

第5条 県は、奨励品種等（許諾により原種生産を行う品種は除く。）の原種ほ及び原原種ほの設置等により、一般種子ほ場において奨励品種等の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び原原種の生産と確保を行う。

2 県は、上記以外で特に必要と認める場合は、原種及び原原種を生産することができる。

(一般種子の安定供給体制)

第6条 県は、種子計画に基づき、秋田県産米改良協会、農業協同組合等と連携し、優良な一般種子の確保及び安定供給に努める。

(検査)

第7条 県は、流通する奨励品種等の種子の品質を確保するため、種子計画に基づき県内で生産された一般種子について、生産等基準検査を行い、優良な種子として具備すべき品質を確保する。

2 原種及び原原種については、生産等基準検査に準じた審査を行い、品質を確保する。

(助言指導)

第8条 県は、一般種子の生産者に対し、優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。